

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年 7 月 22 日

月 曜 日

第 3645 号

目 次

告 示

- | | |
|----------------------|---|
| ○道路の区域変更 | 1 |
| ○道路の供用開始 | 2 |
| ○土地区画整理事業の終了認可 | |
| ○都市計画事業の事業計画の変更認可 | 3 |
| ○指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出 | 4 |

公 告

- | | |
|--|---|
| ○平成25年度消防設備士の工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施 | |
| ○県有財産に係る一般競争入札の実施 | 6 |

正 誤

- | | |
|-----------------------------|---|
| ○平成25年 7 月 17 日付け第3643号付け公告 | 8 |
|-----------------------------|---|

告 示

富山県告示第331号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 7 月 22 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成25年 7 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 青木吉原線	下新川郡入善町青木 167番 3から	変更前		最大 9.6 最小 6.4	128.9	新川土木 センター 入善土木 事務所

	下新川郡入善町青木 158番 1 まで	変更後	最大 14.5 最小 14.5	128.9	
--	------------------------	-----	--------------------	-------	--

富山県告示第332号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において7月22日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成25年7月22日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 青木吉原線	下新川郡入善町青木 167番3から 下新川郡入善町青木 158番1まで	平成25年7月22日	新川土木 センター 入善土木 事務所

富山県告示第333号

土地区画整理事業の終了認可について

土地区画整合法（昭和29年法律第 119号）第13条第1項の規定により入善中央土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第4項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月22日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 土地区画整理事業の名称
入善中央土地区画整理事業
- 2 施行者の名称

有限会社ダイケン 魚津市住吉270番地 2

3 事業施行期間

平成24年 4 月27日から平成26年 3 月31日まで

4 施行地区

入善町入膳字上踊場、入膳字蔵堀及び上野字蔵堀の各一部

5 施行認可の年月日

平成24年 4 月27日

6 終了の認可の年月日

平成25年 7 月22日

富山県告示第334号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 7 月22日

富山県知事 石 井 隆 一

1 施行者の名称

中新川広域行政事務組合

2 都市計画事業の種類及び名称

立山舟橋都市計画及び上市都市計画下水道事業

中新川公共下水道

3 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

4 事業施行期間

昭和63年 2 月24日から

平成31年 3 月31日まで

富山県告示第335号

指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を辞退する旨の申出があったので、同法第69条第3号の規定により公示する。

平成25年 7 月22日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		辞退する自立支援医療の種類	病院又は診療所において辞退する医療の種類	辞退年月日
名 称	所在地			
クオール薬局小矢部店	小矢部市野寺81	精神通院医療		平成25年 6 月28日

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

平成25年度消防設備士の工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施

消防法（昭和23年法律第 186号）第17条の10の規定により、消防設備士の工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成25年 7 月22日

富山県知事 石 井 隆 一

1 講習区分並びに講習の対象となる消防設備士の種類及び区分

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
消火設備	第 1 類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第 2 類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第 3 類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士

警報設備	第 4 類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第 7 類の乙種消防設備士
避難設備・消火器	第 5 類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第 6 類の乙種消防設備士

2 受講対象

消防設備士免状の交付を受けている者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の 4 月 1 日から 2 年以内の者
- (2) 前回の講習を受けた日以後における最初の 4 月 1 日から 5 年以内の者

3 講習日時及び場所

講習日時	講習区分	場所
平成25年10月2日(水) 午前9時から午後5時まで	警報設備	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館
平成25年10月3日(木) 午前9時から午後5時まで	警報設備	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館
平成25年10月4日(金) 午前9時から午後5時まで	警報設備	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館
平成25年10月8日(火) 午前9時から午後5時まで	消火設備	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館
平成25年10月9日(水) 午前9時から午後5時まで	消火設備	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館
平成25年10月22日(火) 午前9時から午後5時まで	避難設備・消火器	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館
平成25年10月23日(水) 午前9時から午後5時まで	避難設備・消火器	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館

4 受講手続

受講申請書を平成25年9月2日(月)から9月9日(月)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)に、一般財団法人富山県消防設備保守協会(富山市花園町四丁目5番20号)へ提出すること。

- 5 その他詳細については、一般財団法人富山県消防設備保守協会(電話076-422-1135)又は富山県知事政策局消防課(電話076-441-4074)に問い合わせること。

県有財産に係る一般競争入札の実施

県有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の6 第 1 項の規定により公告する。

平成25年 7 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する物件

所在地	種目等	地目・構造	数量(実測)
高岡市石丸3番、堀岡 又新 105番2	土地	宅地	2,735.07㎡
	建物 管理棟	軽量鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板ぶき平家建	33.58㎡
	ストックヤード	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板 ぶき平家建	110.50㎡
	工作物 焼却施設	レンガ・鉄骨造	1基

2 入札に必要な資格

次の各号のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167条の4 第 1 項に規定する者又は同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後 2 年を経過しないもの若しくはその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 今回の入札において特別に定める制限に該当する者（詳細は、15の問い合わせ先へお問い合わせください。）

3 入札心得書及び契約条項を示す日時及び場所

- (1) 日時 平成25年 7 月 22 日（月）から平成25年 8 月 9 日（金）まで（日曜日、土曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- (2) 場所 富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号
富山県土木部港湾課管理係

電話番号 076-444-3335 (直通)

4 入札参加申込み

入札に参加しようとする者は、平成25年8月9日(金)までに、別に定める申込書及び添付書類を、富山県土木部港湾課へ持参されるか、又は簡易書留でお申し込みください(簡易書留は、提出期限必着です。)

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成25年8月22日(木) 午後2時から
- (2) 場所 富山県富山市新総曲輪1番7号 富山県庁本館1階入札室

6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、原則として、銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手により、入札保証金として金 2,813,567円を平成25年8月22日(木) 午後1時15分から午後1時50分までに県に納める必要があります。

7 予定価格の公表

予定価格は、あらかじめ県が定めた最低売払価格をいい、金28,135,665円です。

8 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の最高価格で入札した者を落札者とします。

9 入札の無効

富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第94条及び別に定める入札心得書第7条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

10 契約の締結

落札者は、落札決定の日の翌日から起算して5日以内(日曜日及び土曜日は算入しません。)に契約を締結する必要があります。この期間内に契約を締結しない場合は、入札保証金は、県に帰属します。

11 契約書の作成の要否及び売買代金の支払方法

落札者は、県と落札物件に関する契約書の作成を行ったうえ、代金を知事の発行する納入通知書により指定する期限までに支払わなければなりません。

12 用途の制限等

- (1) 落札者は、県有財産売買契約締結の日から起算して5年間(以下「指定期間」という。)は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規

定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することができません。

- (2) 落札者は、売買物件を暴力団施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供することができません。
- (3) 落札者は、売買物件である土地を工業の用に供する用地及びこれに付随する施設のための用地として利用しなければなりません。
- (4) 落札者は、指定期間中は、県の書面による承認を得ないで売買物件の所有権を第三者に移転することができません。

13 現地説明の日時及び場所

- (1) 日時 平成25年 8 月 2 日（金）午後 2 時から
- (2) 場所 物件の現地

14 その他

- (1) 現地説明に不参加の者が入札に参加された場合でも、現地説明における説明事項等について、すべて了知されているものとみなします。
- (2) 今回の入札結果を含めた契約内容について、県は、落札者の同意を得たうえで公表できるものとします（ただし、個人に関する情報を除く。）。
- (3) その他詳細は、入札説明書によります。

15 問い合わせ先

富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号
富山県土木部港湾課管理係
電話番号 076-444-3335（直通）

~~~~~  
**正 誤**  
~~~~~

平成25年 7 月 17 日付け第3643号付け公告「平成25年度屋外広告物講習会の開催」

中

頁 3

行 下から 3 行目から 4 行目

誤 富山市黒崎 507番地の 1

日本海広告株式会社内

正 富山市牛島本町 1 - 1 - 38自転車会館 2 階